

秩父消防本部からのお知らせ

電気自動車を充電する急速充電設備の設置届出が必要となります。

電気自動車の普及により、急速充電設備の高出力化が必要であることから、火災予防上の安全を確保した上で、安心して充電できるように秩父広域市町村圏火災予防条例の一部が改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 施行日は令和3年4月1日からです。(既に設置、設置工事中的ものは適用されません。)
- 2 急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大されました。
- 3 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されました。
- 4 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)は、消防(分)署への設置の届出が必要です。
詳しい基準等については、消防本部予防課へお問合せください。

写真提供
新電元工業株式会社



長瀬町で設置した急速充電設備

問合せ 秩父消防本部予防課 ☎21・0121

住宅用火災警報器の設置が消防法により義務づけられています

住宅用火災警報器(住警器)の設置により、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少しています。

住警器の電池交換は10年が目安です。ご自宅の住警器がいざという時のために、作動するのかを確認しましょう。

さらなる火災予防にご協力をお願いします。

資料提供先：一般社団法人
日本火災報知機工業会



ごみ収集車で火災が発生しました

スプレー缶などは、中身を使い切ってから不燃ごみとして出してください!

令和2年12月、秩父市大野原並びに下影森地内で不燃ごみ収集を実施中に収集車両の火災が発生しました。また、11月にも1件の火災が発生しています。

排出された不燃ごみの中から、中身の残ったスプレー缶やガスボンベが確認され、これが火災原因とみられています。

こうした事故は、付近の住民や通行人、収集員にとって大変危険なばかりでなく、皆さまのごみの円滑な処理にも影響が出ることとなります。

住民の皆さまには、適正な排出についてお願いしているところですが、再度ご確認をいただき、円滑で安全なごみ収集が行えるようご協力をお願いします。

問合せ 秩父広域市町村圏組合 業務課 ☎24・8050
町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126